



所属常任委員会：文教委員会 委員
所属特別委員会：自治制度・地域振興調査調査特別委員会 委員
平成 30 年度決算審査特別委員会 委員
令和 2 年度予算審査特別委員会 委員
令和 3 年度予算審査特別委員会 委員

吉村美紀一般質問

令和 3 年 2 月定例議会



令和 3 年 2 月 17 日 自由民主党・無所属文京区議団を代表し、
定例議会 にて一般質問をいたしましたので、ご報告させていただきます。

自由民主党の吉村美紀です。令和 3 年 2 月定例議会において、自由民主党・無所属文京区議団を代表して質問をさせていただきます。

2020 年 1 月より、新型コロナウイルス感染症という言葉を身近に耳にするようになりましたが、そのわずか 1 年後、新型コロナウイルス感染症の蔓延により私たちを取り巻く生活様式は大きく変貌いたしました。手洗い、手指の消毒、マスクの着用、ソーシャルディスタンス。私たちは、このような新しい生活様式の中、生活をしていくことを強いられています。新型コロナウイルス感染症の影響による経済への打撃は計り知れず、国、都、区のさらなる連携のもと、この国難を乗り越えていかなければなりません。新型コロナウイルス感染症罹患に伴い、お亡くなりになった方へのご冥福をお祈りし、また、ご闘病中の方々にお見舞いを申し上げると共に、医療従事者の皆さまをはじめとした、最前線で働いてくださっている皆さま方に感謝の気持ちを忘れずに、私も、新型コロナウイルス感染予防策を講じながら、活動をしていきたいと思います。

このコロナ禍の時代に、区議会議員として活動させていただけることの意義を噛みしめ、区民の皆さまの様々な声を聞き入れ、より良い区政へと尽力してまいります。

私からは、

1. 新型コロナワクチンの接種体制について
2. コロナに関する各種検査の違いの周知徹底について
3. デジタル庁創設に伴う文京区への影響について
4. 主権者教育の充実について
5. 災害時のドローン活用について
6. コロナ禍における専門家の活用について
7. 心身障害者（児）理美容サービスについて
8. AED 配備情報の周知徹底について
9. いわゆるひきこもりの人たちへの支援について

以上の 9 項目につき質問をさせていただきます。区長、教育長の前向きなご答弁を期待しております。

初めに、新型コロナワクチンの接種体制について質問をさせていただきます。

新型コロナワクチン接種の目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図ることにあります。ワクチンに関する正しい情報が、区民の皆さんにしっかりと传わり、安全かつ有効なワクチンの接種が適切に行われることを切望いたしております。

新型コロナワクチンは、今後の薬事承認や医療従事者等への接種の状況によつては、早ければ4月以降にも高齢者への接種が見込まれております。

ワクチンの円滑な接種のためには、ワクチンに係る予防接種実施計画が重要となります。この計画の先進的な取組み事例として、1月29日に厚生労働省より“練馬区モデル”が紹介されました。このモデルは、早くして近くて安心です、とのコンセプトのもとファイザー社製ワクチンを想定した、接種体制を具体的に構築するものであり、近くの診療所での接種や、土日の接種も可能との内容です。ワクチンの小分け移送体制の確立、ワクチンを無駄にしないための予約体制の確立は、現時点でできる最大限の準備作業として評価できます。限りあるワクチンを無駄にしないためにも、接種しやすい環境整備が極めて重要であると考えますが、文京区におかれましては、接種時間帯及び土日の接種等、接種体制はどのようにお考えでしょうか。

練馬区では、接種会場1レーン当たり、医師、看護師、保健師も含めた9名の配置を行うようですが、文京区では、人員の想定人数及び確保、連携状態はどのようになっていますでしょうか。

また、基礎疾患を有する方へのワクチン優先接種についてですが、1月18日に厚生労働省が公表した、新型コロナワクチン優先接種についての検討案の中にも、案としてその範囲が明記されています。是非、混乱なく接種ができるよう、対象者情報及び接種予約手続きの流れにつき周知徹底を行っていただきたいと思うのですが、区としてのお考えをお聞かせください。基礎疾患を有する方は、主治医の観察のもとワクチン接種を行うのが安全であると考えますが、例えば区外に主治医がいる場合、区外の接種場所にてワクチン接種を行うことができるのでしょうか。また、その場合、手続き的にどのような方法で接種を行うことになるのかについても併せて教えてください。

続きまして、コロナに関連する各種検査の違いの周知徹底について質問をさせていただきます。

現在、PCR検査キット、抗原検査キット、抗体検査キットが個人でもネットや店頭等にて容易に入手できます。

例えば抗原検査は、厚生労働省によると、抗原検査キットで陽性の場合は確定診断となる一方、発症2日目から9日以内の有症状者については、抗原検査キットとPCR検査の結果の一致率が高いことが確認されているものの、陰性の場合は確定診断のために再度PCR検査が必要であるとされております。

それにもかかわらず、現在、抗原検査に関して不正確な情報を記載した広告物、例えば「今回の抗原キットは精度としても PCR 検査の陽性・陰性結果との一致率は全体で 96% となっており、PCR 検査と近い検査結果となっています。」等の広告物が区民のもとに届いています。

そこで、文京区におかれましては、各検査の違いを区民に周知徹底し、正しい情報のもと適切な検査を選択して受診することができる環境づくりを行っていただきたいと思っておりますが、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、デジタル庁創設に伴う文京区への影響について質問をさせていただきます。

2020 年 9 月 16 日に発足した菅内閣は、2021 年 9 月 1 日に、徹底した国民目線で、社会全体のデジタル化を強力に推進していく司令塔となるデジタル庁を設立する旨述べられました。また、東京都も 2020 年 11 月 30 日、都庁内の DX（デジタルトランスフォーメーション）化に向けて、デジタル局を設置する旨表明し 2021 年 4 月の設置を目指して始動しております。

地方公共団体における DX とは、自治体において、デジタル技術や AI 等を活用して行政サービスを変革することを意味します。これは、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げるものです。

デジタル社会の形成に当たっては、国及び地方公共団体において、相互に連携しつつ、情報システムの共同化・集約の推進など、デジタル技術の活用を積極的に推進するために必要な措置を講ずることが必要です。

首相官邸が 2020 年 12 月 25 日に閣議決定した、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針には、地方公共団体が、全国的に統一して整備される基盤を活用して、地域の実情に応じた施策が行われることを可能とするような環境を国が整備する旨記載されております。

デジタル庁、デジタル局の設置が間近に迫る中、文京区といたしましては国、そして東京都とどのように連携を図りながら、DX 化を推進していくのでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

自治体の DX 化における重要取り組み事項としては、(1)自治体の情報システムの標準化・共通化 (2)マイナンバーカードの普及促進 (3)行政手続のオンライン化(4)AI・RPA の利用推進 (5)テレワークの推進 (6)セキュリティ対策の徹底が挙げられます。これらの情報が連携されることにより、縦割り行政が解消され、各部署の連携が図られ、より適切なサービス展開がなされることを期待しておりますが、区のお考えをお聞かせください。

また、DX 化は働き方改革にも資するといえますが、DX 化が進むにあたり区役所内の職場環境はどのように変化するのでしょうか。

区民サービスにおいても、現在文京区では Twitter や L I N E、Facebook 等を用いて区民の方々に継続的な情報提供を行ったり、また、経済課の施策としても L I N E P a y を利用した区民サービスの提供を行ったりと積極的に DX を活用しており、評価しておりますが、デジタル化になじまない区民の方々が取り残されない区民サービスを展開していくいただきたいと思っております。デジタル弱者の方々に対する対策はどのようにお考えでしょうか。区のお考えをお聞かせください。

続きまして、主権者教育の充実について質問させていただきます。

選挙権年齢が満 18 歳に引き下げられ、2022 年度からは成年年齢が 18 歳へと引き下げられることに伴い、2017 年及び 2018 年に改訂された新学習指導要領を踏まえ、子供たちがこれまで以上に主権者として必要な資質・能力を確実に身に付けることが必要となっております。新高等学校学習指導要領では、現実社会の諸課題について追究したり解決したりする学習を通して、自立した主体として社会の形成に参画するための資質・能力を育成する共通必履修科目「公共」が設置され、小・中学校においても主権者教育に関わる内容の充実が図られました。

主権者教育とは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと」を意味しています。主権者教育は、これを一言で定義することはできず、社会生活を営む上で必要な法教育やきまり、そして選挙の仕組みや政治等、幅広く含まれていると解されます。

政治という観点でいうならば、若者の政治離れが問題視される昨今、若者が政治に関心を持ち、主権者として適切に投票権行使するためには、高校から主権者教育を行うのではなく、小・中学校の、なるべく早い時期から一貫して主権者教育に力を入れていくべきであると考えられます。

例えば、2017 年 3 月に告示された小学校学習指導要領には、第 6 学年の社会の内容として、我が国の政治の働きについて、政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現することができるよう指導する旨の項目が記載されており、小学生段階から、政策立案過程を意識することのできる学習が必要であるとされております。

それらを学ぶためには、教科書等の教育だけでは足りず、区議会体験等、本会議、委員会を通じて、実際に区政に対して質問や提案を行う等の機会の提供も必要であり、重要であると考えます。

墨田区では、中学生自らが「区議会議員」となり、1 日限りの模擬議会を行う「中学生議会」を平成 6 年から開始しております。議会当日は、中学生議長が、実際の区議会と同様に議事を進行し、中学生が本会議場にて代表質問を、そして各種委員会にて質問や提案をするという取り組みを行っております。「どうやって自分の街が作られているのかがわかつて

よかったです」との中学生の声もあがっており、このような実践的な教育が功を成していると考えられます。

そこで、文京区におかれましても、主権者教育の一環として、小学校 6 年生以上の児童・生徒が議会を経験することができる、模擬議会の開催等、より実践的な授業の展開を行っていただきたいと思っておりますが区としてのお考えをお聞かせください。

また、社会生活を営む上で必要な法教育やきまりについては、総務省、行政書士会、弁護士会等も出前授業を行っております。私自身、小学校 6 年生を対象とした「法教育出前授業」に東京都行政書士会文京支部として赴き、グループワークを担当させていただき、法教育出前授業の重要性を再確認いたしました。

出前授業を行った学校と行っていない学校との間で教育格差が出ないよう、法教育を学校教育の中に計画的に取り入れていただきたいと思っております。各種関係団体等と連携を図りながら、法教育のさらなる充実も図っていただきたいと考えますが、区としてのお考えをお聞かせください。

続きまして、災害時のドローン活用について質問させていただきます。

文京区では、現時点において災害情報システムとして高所カメラを活用しており、災害時の情報収集手法としてのドローンの活用には未だ至っておりません。

ドローンを用いた撮影は、災害発生時に素早く正確に状況を把握するために有効であると考えます。災害現場は、人が足を踏み入れることにより、二次災害、三次災害が発生しうるため、ある程度の安全性が確認されるまでは人の立ち入りは困難です。また、高所カメラでは人の流れなど細かい部分を見ることはできず、細部を確認するにはドローンの方が適していると考えられます。無人で災害現場の状況を撮影することができるドローンを遠隔にて操作し、現場を調査することができれば、瞬時に現状を把握することができ、適切な指示を適切なときに区民に対して行うことができるといえることから、災害時こそ、積極的にドローンを活用していくべきだと考えます。

文京区において災害が発生した場合、高所カメラでも文京区全体を撮影することはできますが、より細かい部分に注目をして撮影するためには、ドローンの活用が最適であるといえます。

災害時にドローンを用いて情報収集をするという手法は全国的にも注目されており、23区においても、江戸川区が、株式会社ハミングバードとの間で、2020 年 11 月 11 日に「無人飛行機による情報収集等に関する協定」を締結しております。株式会社ハミングバードは、ドローン操縦者養成スクールをお台場ヴィーナスフォート等で運営している会社であり、ドローンを活用した点検、撮影等も事業しております。同社が江戸川区との間で締結した協定は、災害発生時に区の要請に基づき、同社が被災現場でドローンを運用して上空から収集した情報を提供することが定められており、空撮された映像は、本庁舎等に設置され

た高所カメラでは確認できない個所等、被災状況をいち早く把握できるように用いられ、例えば、住家被害認定調査等に活用されることを想定しております。

この協定は、区と民間事業者との間で締結されているものであり、災害時における民間との連携の一態様として新たな取り組みです。

23 区では、今後足立区も株式会社ハミングバードとの間で「無人飛行機による情報収集等に関する協定」を締結する予定であると耳にしております。

文京区におかれましても、災害時にドローンを活用する「無人飛行機による情報収集等に関する協定」の締結をも視野に入れ、今後は災害情報システムとしてのドローンの活用に向けた検討を進めていただきたいと思っております。また、今後は、災害時におけるドローン活用について、空撮のみならず、避難誘導、物資輸送等幅広い活用方法を検討・導入していっていただきたいと思っております。これらについて、区のお考えをお聞かせください。

続きまして、コロナ禍における専門家の活用について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響のため、経営状態が悪化し苦境に陥っている区内中小企業・個人事業主の方々によるコロナに関連する各種補助金等の申請を行う機会が著しく増加しております。

このような状況下において、金銭的余裕がないために専門家に申請代行を依頼できない方も多いいらっしゃいます。また、専門的資格を有しない者が法外な金額を設定して申請代行を行うという詐欺的な手法が横行しており、6割という高額な金額を報酬として得ている悪徳な業者の存在も行政書士会に報告されています。このような業者に食い物にされないためにも、区と専門家が連携を図り、区民の方々の手助けとなれるような制度づくりを行っていっていただきたいと思っております。

例えば新宿区では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける区内中小企業・個人事業主の方が行政書士等法律専門士業者の支援を受けた際にかかる費用につき補助を行っております。これらの事業を活用することにより、専門家に依頼しやすくなり、前述した詐欺的な手法を防止することもできます。

文京区におかれましても、法律専門士業者に支払うべき費用の補助を行う制度づくり、また、専門家と連携を図りながら区民の皆さんに適切な専門家を紹介することができるような制度づくりをお願いしたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

また、私自身行政書士として申請業務に携わっていて感じるのは、本来であれば事業を営むうえで必要な法知識等を、適切に活用されていない方々が思いの外多いという事実です。このような方々に対する包括的な支援も同時に実施していただきたいと思っておりますが区のお考えをお聞かせください。

前回質問をさせていただいた土業合同無料相談会の実施については、コロナ禍においてこそ区民の皆さんに対するワンストップサービスの提供がより求められているものと考えられま

すので、関係団体と連携を図りながら実施に向けた検討を進めていっていただければと思つておりますが、こちらについても区のお考えをお聞かせください。

続きまして、心身障害者（児）理美容サービスについて質問させていただきます。

文京区では、外出困難な障害者に対し、ご自宅に理美容師を派遣するという心身障害者（児）理美容サービスを行っており、1回1,000円、年6回まで利用できます。対象者は、①重度の心身障害者等の方（身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度・2度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、特殊疾病）、②座位を保てない状態にあること、③介助があっても最寄りの理容店・美容店に行くことが困難であること、という要件全てに該当する64歳以下の方です。

なお、65歳以上の方は高齢者訪問理美容サービスの対象となり、対象者は、座位を保てない状態及び重度の認知症状態で介助があっても理美容店の利用が困難な在宅高齢者とされており、これは、要介護4级以上が目安とされております。

髪を切る、という行為は物理的に髪型が整うという観点のみならず、心理的にも気持ちがリフレッシュしたり活力の源になったりする側面も有していると考えられ、特に寝たきりの状態にある方にとっては、塞ぎがちな気持ちをリセットしてくれる大切な行為であるともいえます。

広報活動といたしましては、区報に年1回掲載、そして、障害者の手引きに掲載していただいており、最近では新規の利用者が4名ほど増加した旨耳にはおりますが、実際に出張カットを担当している美容師さん達は、サービスについて知らなかつたという区民の声を多数いただいているようです。

是非、一人でも多くの方がこのサービスを利用ができるよう、広報活動をさらに充実していただきたいのですが、区としてのお考えをお聞かせください。

また、先ほど述べました本件サービスの利用者要件は、厳しすぎるともいえ、介助を要し車椅子等で来店可能な方は除かれてしまいます。23区では、ほぼ同じような利用者要件にて心身障害者（児）理美容サービスの運用がなされているようですが、それぞれの区で異なる要件にて運営がなされています。文京区におかれましては、関係各所との連携を図りながら、利用者がより利用しやすいサービスとなるよう要件の見直しも含めて再検討していただきたいと思っておりますが、区としてのお考えをお聞かせください。

続きまして、AED配備情報の周知徹底について質問させていただきます。

防災訓練等でAEDを用いた救命措置について学ぶ機会も増え、緊急時にAEDを用いた救命措置を行うことができる区民の皆さまも増えてきております。

私自身、消防団員、そして応急手当指導員としてAED操作方法を指導している際、区民の皆さまからAED設置場所につき質問を受けますが、迅速な除細動・救命措置をす

るためには AED 配備情報を区民が把握している必要があります。

現在、文京区のホームページに、日本救急医療財団全国 AED マップのリンクが貼られておりますが、インターネット環境になじまない区民の方に対する AED 配備情報の提供方法が課題であると考えます。

公共施設及び私的施設に設置されている全ての AED の最新情報を紙媒体の AED マップで提供するのは困難であるともいえるため、区が発行している防災マップ等に必要最低限度の情報、例えば、「AED は駅、公共施設、警察署（交番）、消防署に設置されております。警察署及び消防署は AED の貸出を 24 時間行っております。」等を記載して、区民の皆さまが街中のどこに AED があるのかを把握することができるような広報活動を行っていっていただきたいと思っております。また、AED のコンビニエンスストア等への配備についても実現に向けて前向きにご検討いただければと思っておりますが、区のお考えをお聞かせください。

最後に、いわゆるひきこもりの人たちへの支援について質問させていただきます。

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいいます。いわゆるひきこもりの本人とその家族の方を支援するため、自由民主党は、「いわゆる『ひきこもり』の社会参画を考えるプロジェクトチーム」を立ち上げ、2020 年 12 月 17 日に初会合を開いております。その会合の場で、下村政調会長は「ひきこもりは、過剰な競争原理に対する拒否反応ではないかと謙虚に考える必要がある。一人でも減らすために何をすべきか、党として打ち立てていきたい」と述べているところであります、我々区議会も、国や都との連携を図りながら、一人でも多くのひきこもり状態になってしまっている方とその家族を救うために尽力してまいります。

ひきこもりの本人とその家族の方の支援の現場におかれましては、「ひきこもりの長期化が深刻になる中、いきなり就労を目指すのではなく、まずは安心して過ごせる居場所の重要性が増しているが、財源や専門職の支援員不足がネックとなり、十分に浸透していない。」という課題があるとも聞いております。

そこで、文京区が行っている「居場所支援」へのこれまでの取組と今後について、区長のお考えをお聞かせください。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

以上



所属常任委員会：文教委員会 委員
所属特別委員会：自治制度・地域振興調査調査特別委員会 委員
平成 30 年度決算審査特別委員会 委員
令和 2 年度予算審査特別委員会 委員
令和 3 年度予算審査特別委員会 委員